

香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付要綱（FAQ）
令和5年4月1日改定版

(第3条関係)

Q 1 みなし大企業は県内中小企業者に含まれるのか。

(みなし大企業とは…)

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人

A 含まれるものとする。

Q 2 県外に本社があり、今回、香川県内に工場進出を予定しているが、県内中小企業者となるのか。

A 第7条の確認申請時においては、県内に事業所を有することとなるので対象となる。
ただし、製造業のための工場（事業所）でなければならない。

Q 3 製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売は製造業か。

A 主として製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売している事業所は、小売業に分類され製造業に当たらない。よって本制度の対象とならない。

Q 4 自家栽培したものを一次加工しているが製造業か。

A 農家、漁家が同一構内（屋敷内）で製造活動を行っている場合、主として自家栽培又は取得した原材料を使用して製造加工を行っている場合は、事業所は農業、林業、漁業に当たり製造業に当たらない。よって本制度の対象とならない。

Q 5 工場建設と同時に、テレビ、机、イスも新調するが本要綱で定める設備投資に含まれるのか。

A 工具、器具及び備品は本要綱で定める設備投資に含まれない。

Q 6 工場建設と同時に、同敷地内の縦看板建設や駐車場整備をしようと思うが本要綱で定める設備投資に含まれるのか。

A 工場（建物）の附属設備は設備投資に含まれるが、構築物は本要綱で定める設備投資に含まれない。

Q 7 工場建設と同時に、運搬用車輛を購入するが本要綱で定める設備投資に含まれるの

か。

A 車輌及び運搬具は本要綱で定める設備投資に含まれない。

Q8 中古の機械の取得は本要綱で定める設備投資に含まれるのか。

A 本要綱で定める設備投資に含まれる。

Q9 ソフトウェアは本要綱で定める設備投資に含まれるのか。

A 本要綱で定める設備投資に含まれない。

Q10 試験研究施設のみの新築等は本要綱で定める設備投資に含まれるのか。

A 製造業のためのものと認められる場合は本要綱で定める設備投資に含まれる。

Q11 倉庫のみの新築等は本要綱で定める設備投資に含まれるのか。

A 本要綱で定める設備投資に含まれない。製造業のための工場又は試験研究施設に付随して新築等される場合は含まれる。

Q12 香川県企業誘致条例に基づく補助金を受けて設備投資を行う予定だが、本要綱で定める設備投資に含まれるのか。

A 本要綱で定める設備投資に含まれない。

Q13 国の委託を受けて公的団体が実施する事業において補助金を受けて設備投資を行う予定だが、本要綱で定める設備投資に含まれるのか。

A 本要綱で定める設備投資に含まれない。

Q14 工場、試験研究施設の中古取得は、本要綱で定める設備投資に含まれるのか。

A 本要綱で定める設備投資に含まれる。

Q15 機械及び装置の改造は本要綱で定める設備投資に含まれるのか。

A 本要綱で定める設備投資に含まれない。

Q16 土地の造成費用は対象となるのか。

A 土地の造成費用は原則対象とならない。

ただし、建物建設費用に含まれる地質調査や地盤強化などは、要綱第3条第3号、第4号の工場・試験研究施設及び同条第7号イの工場・試験研究試験研究施設の新築等に含むものとする。

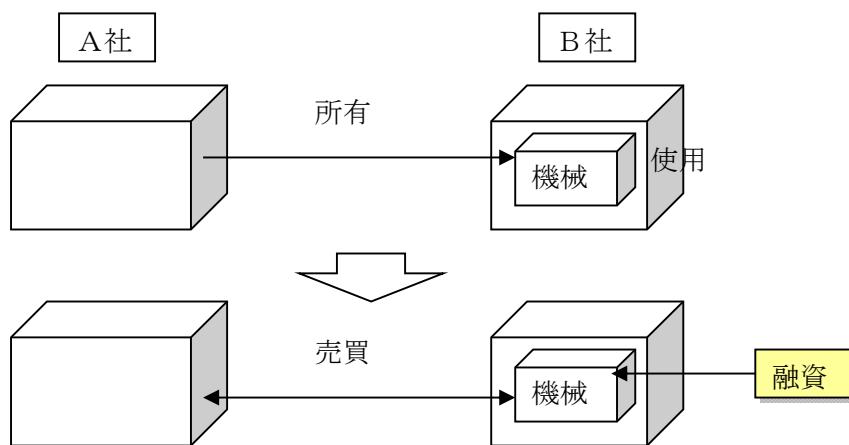
なお、補助対象となる建物建設以外（例えば構築物）の部分を含む場合は、建物部分

を面積按分するものとする。

Q17 A社とB社があり、現在A社所有の機械をB社が使用している（リース等）が、今回、A・B社間で機械を売買する。このためのB社の借入は対象となるのか。

A 本制度は、要綱第2条にあるように経営基盤の強化や新分野進出などの積極的な事業展開の促進を図ることを目的としている。

したがって、新たに導入するものではなく、これまで使用しており単に所有権を取得するケースは、事業活動の実態が変わらず、第2条の目的に合致しないため、要綱第3条第7号ロにある「製造業のための機械及び装置の取得」には含まない。



Q18 工場を全改修するが、福利厚生施設であるトイレ、更衣室、食堂部分は対象となるのか。

A 物の製造又は加工の用に直接又は間接的に供する施設は、要綱第3条第3号の工場及び同条7号イの新築等に含むものとする。（試験研究施設においては、試験又は研究の用に直接又は間接的に供する施設。）間接的に供する施設（以下「間接施設」という。）とは、対象施設の用途・規模等から事業活動に必要と判断されるものとし、例えば、更衣室・休憩室・トイレ・浴場・食堂など（喫茶室・美容室など必ずしも事業活動に必要と判断されないものを除く。）が考えられる。

ただし、間接施設のみの新築等は含まない。また、直接的に供する施設（以下「直接施設」という。）の新築等に伴う間接施設の新築等であっても、新築等を行う間接施設の規模等が、新築等を行う直接施設の規模等に比べて過大であり、間接施設の整備が主である設備投資であると評価される場合には、要綱第2条の本制度の趣旨等に鑑み対象外とする。

Q19 機械を導入したときに、ソフトウェアも機械に付属されているが対象とならないの

か。

A 機械を稼動させるのに必須のソフトウェアで、資産台帳上、機械及び装置と記載されるものであれば、要綱第3条第7号ロの機械及び装置の取得に含むものとする。

なお、それ以外で、無形固定資産等として資産台帳に記載されるものは、要綱第3条第7号ロの機械及び装置の取得には含まない。

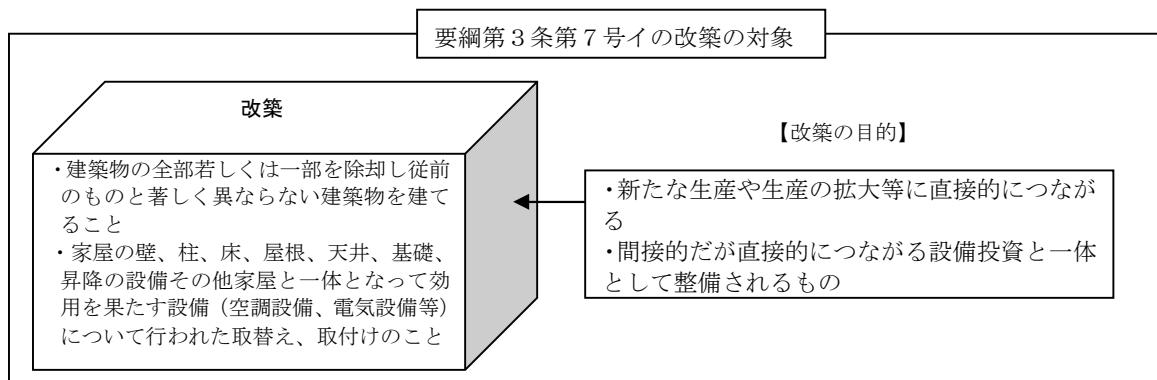
Q20 「改築」の範囲は。

A 本事業は、要綱第2条において経営基盤の強化や新分野進出などの積極的な事業展開の促進を図ることを目的としている。すなわち、新たな生産や生産の拡大等に直接的につながる設備投資、間接的だが直接的につながる設備投資と一体として整備されるものである必要がある。そのため、下記の①、②に該当し、改築の目的が上記に合致するものを要綱第3条第7号イの「改築」とする。

- ① 建築物の全部若しくは一部を除却し、従前のものと著しく異なる建築物を建てる
- ② 家屋の壁、柱、床、屋根、天井、基礎、昇降の設備その他家屋と一体となって効用を果たす設備（空調設備、電気設備等）について行われた取替え、取付けること。

（対象となる例）

- ・新たな機械を導入したことによるレイアウト変更のための改築工事
 - ・中古の建物を取得し、工場として機能さすための改築工事
- など

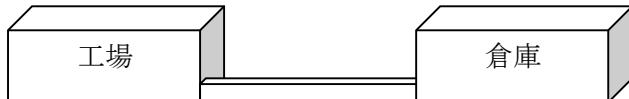


Q21 製造業のための工場又は試験研究施設の新築等に付随する倉庫又は事務所の新築等は対象となるが、工場等を増改築して倉庫にする場合は対象となるのか。

A 倉庫・事務所のみの新築等は要綱第3条第7号の設備投資に含まれず、工場や試験研究施設と付随して新築等される場合は、要綱第3条第7号の設備投資に含まれることとしている。そのため、形態はともかく、実質的に、倉庫のみの新築等に該当すると評価されるものは、要綱第3条第7号に含まれない。

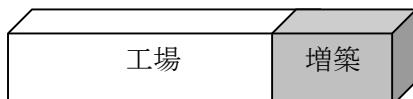
例1) 工場の横に倉庫(事務所)をたて、工場を少し改築し倉庫(事務所)と繋がる通路を作った場合は?

→ この設備投資は、ほとんどが、倉庫(事務所)のみの新築工事であり、要綱第3条第7号の設備投資に含まれない。



例2) 工場を増築して倉庫(事務所)部分とするのみの工事の場合は?

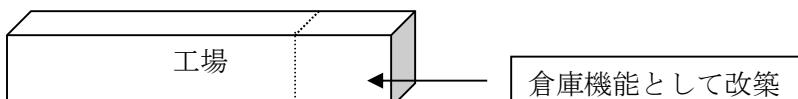
→ この設備投資は、工場を増築しているとはいえ、増築部分は、倉庫(事務所)のみとして活用されており、実質的には倉庫の新築である。そのため、要綱第3条第7号の設備投資に含まれない。



例3) 工場を改築して倉庫(事務所)部分とするのみの工事の場合は? (間仕切りする、

1階を倉庫(事務所)とするなど)

→ この設備投資は、工場を改築しているとはいえ、改築部分は、倉庫(事務所)のみとして活用されており、実質的には倉庫の新築である。そのため、要綱第3条第7号の設備投資に含まれない。



Q22 Q11で「倉庫のみの新築等は本要綱で定める設備投資に含まれず、製造業のための工場又は試験研究施設に付随して新築等される場合は含まれる」と規定されているが、工場の横に倉庫のみを新築するのは、本要綱に定める設備投資に含まれるのか。

A 倉庫又は事務所のみの新築等は、本要綱で定める設備投資に含まれない。

また、工場又は試験研究施設の新築等と合わせて倉庫又は事務所の新築等をする場合にあっては、工場又は試験研究施設と物理的に付随するともに、機能的に付随する必要がある。

なお、工場又は試験研究施設の新築等の規模に比べて、倉庫又は事務所の新築等が極めて過大と認められる場合など、実質的に倉庫又は事務所のみの新築等と認められる場合には、本要綱で定める設備投資に含まれない。(類似Q21)

・物理的付随：工場又は試験研究施設と物理的一体性のある場合、同一事業所内で工

場等に近接する場合（一般道路、河川、鉄道等を挟んで隣接する場合は付随しない。）

- ・機能的付随：工場又は試験研究施設での生産等に必要な場合

（第4条関係）

Q23 現在、小売業と製造業を兼業しており、主たる事業が小売業である。新たに製造業のための設備投資をする場合、対象となるのか。

A 製造業のための設備投資であれば、製造業が主たる事業か否かを問わない。

Q24 県外の中小企業者が新たに県内に進出する場合、対象となるのか。

A 新たに県内に工場新築等の設備投資をした場合は、確認申請時には、事業所があることとなるので、対象となる。

（第5条関係）

Q25 工場建設に当たり、複数の金融機関からそれぞれ 1,000 万円以上の借入を行った場合、それぞれの支払利子が対象となるのか。

A 対象となる。ただし、それぞれの支払利子を合計した額を基に利子補給補助金を算定し、上限額は、算定期間ごとに 100 万円である。

ただし、①香川県中小企業 BCP 優良取組認定事業所の認定を受けた者（平成 31 年 4 月 1 日以降に第 8 条に規定する補助対象者の確認を受けた設備投資に限る。）②かがわ地方創生 SDGs 登録事業者（令和 5 年 4 月 1 日以降に第 8 条に規定する補助対象者の確認を受けた設備投資に限る。）の上限額は、算定期間ごとに 200 万円とする。

Q26 工場建設に当たり、複数の金融機関合わせて 1,000 万円の借入を行った場合、対象となるのか。

A 対象となる。

Q27 証書貸付以外の借入金は対象となるのか。

A 対象とならない。

Q28 国から環境関係の利子補給補助を直接受ける予定であるが、対象となるのか。

A 対象とならない。

Q29 県制度融資を活用した場合、対象となるのか。

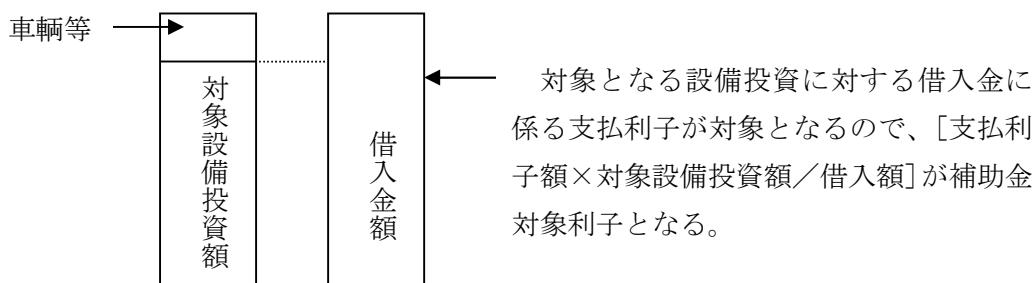
A 対象となる。

Q30 一括償却や減免などの税制上の優遇措置を活用した場合、対象となるのか。

A 対象となる。

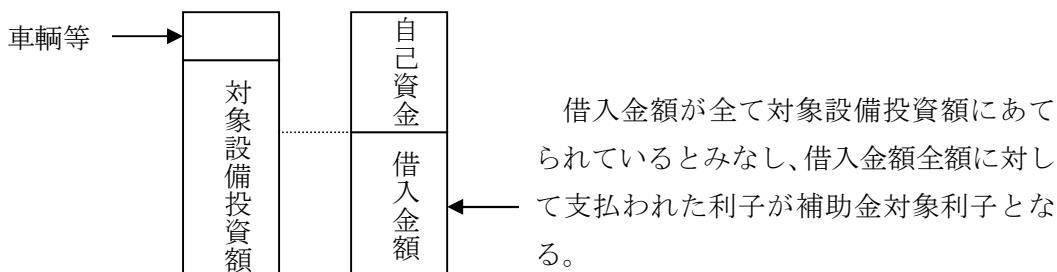
Q31 総事業費 2 億円で、工場建設（1 億 8 千万円）と車輌等購入（2 千万円）した。これに対して 2 億円の借入をしたが、どこまでが対象か。

A [対象設備投資額 < 借入額] の場合は、[支払った利子額 × 対象設備投資額 / 借入金額] が補助金対象利子となる。そのため、この場合、[支払った利子額 × 対象設備投資額 1 億 8 千万円 / 借入額 2 億円] が補助金対象利子となる。



Q32 総事業費 2 億円で、工場建設（1 億 8 千万円）と車輌等購入（2 千万円）した。これに対して 1 億円 5 千万円の借入をし、残り 5 千万円は自己資金で対応したが、どこまでが対象か。

A [対象設備投資額 ≥ 借入額] の場合は、借入金額の全額に対して支払われた利子が補助金対象利子と認める。そのため、この場合、1 億 5 千万円の借入金に対する利子が対象となる。



Q33 令和 6 年 12 月 31 日に金銭消費貸借を契約し、令和 7 年 1 月 20 日に融資実行され
たが、対象となるのか。

A 対象とならない。補助金対象借入金は、金銭消費貸借契約締結とその融資実行の両方
が令和 6 年 12 月 31 日までに行われる必要がある。

Q34 融資実行直後の元金据置期間に支払う利子も含めて対象となるのか。

A 対象となる。ただし、対象となるのは、元金据置期間も含め、補助金対象借入金に係
る最初の利子（融資実行日の当日に支払われた利子も含む。）が支払われた日の属する月

から 84 か月以内に当該借入金に係る金銭消費貸借契約に定める返済日（約定日）に実際に支払われた利子（融資が実行された日の当日に支払われた利子も含む。）に相当する額の合計以下となる。

Q35 県内市町が実施している制度融資を活用した借入は対象となるのか。

A 本制度と同様に利子に対する直接助成がある場合は、対象とならない。

Q36 日銀の資金供給を受けて金融機関独自に利率を下げた融資は対象となるのか。

A 商品として利率を下げたものは対象となる。

Q37 信用保証協会のプロパー保証付き融資は対象となるのか。

A 対象となる。

Q38 購入した機械に対し自己資金等で一旦支払（全額）をしたが、資金があった方がよいため、設備資金として資金を借入する。対象となるのか。

A 発注元への支払や請負業者への支払が全額終了した後（自己振出手形支払いの場合はその期日後）、金銭消費貸借契約が締結され融資を受けたときは、運転資金とみなし、原則、要綱第 5 条第 1 項に規定する借入金に含まれない。

Q39 購入した機械に対し手形貸付等（証書貸付以外）で融資を受け一旦支払（全額）をしたが、資金があった方がよいため、証書貸付にて融資を受け、設備資金として資金を借入する。対象となるのか。

A 設備への支払前に証書貸付以外で融資を受け全額支払が終了した後（自己振出手形支払いの場合はその期日後）、証書貸付にて融資を受けたときは、運転資金とみなし、原則、要綱第 5 条第 1 項に規定する借入金に含まれない。また、手形貸付が本融資であり証書貸付ではないため、要綱第 5 条第 1 項の規定に該当しない。

Q40 融資実行日から設備への支払日（自己振出手形の期日含む）までの間隔が開いてもいいのか。

A 要綱第 5 条第 1 項に規定するように、補助金の対象となる利子は、一の設備投資に対して、金融機関から証書貸付により 1,000 万円以上の融資を受けた借入金に係る利子としている。

そのため、証書貸付における資金使途が「設備資金」や「○○加工機購入資金」などであること、融資された資金を設備投資に対して活用していること（融資実行後→振込）、融資実行日から設備への支払日（全額支払日）までの間隔が近接していることなどをもって、その設備投資に対する借入金であると解している。

そのため、資金使途が「運転資金」である場合は、要綱第5条第1項の借入金に含まれず、また、融資実行日から設備への支払日（全額支払日）までの間隔が近接していない場合は、設備に対する支払以外にも使用している可能性もあることから、合理的な理由（設備以外に活用していないこと）が認められない場合、要綱第5条第1項の借入金に含まれない。

Q41 令和4年12月に2,000万円の工場増改築のための金銭消費貸借契約を締結し、同日、融資実行され、最初の利子を支払った。また、その増改築に伴う機械購入のため、令和5年2月に1,000万円の金銭消費貸借契約を締結し、同日、融資実行され、最初の利子を支払った。一体整備とみなす場合、算定期間はどちらの融資から起算するのか。また、確認申請や交付申請はいつまでにどのように行えば良いのか。なお、一の設備投資に係る納品、引渡し及び支払の全てを令和5年2月中に完了している。

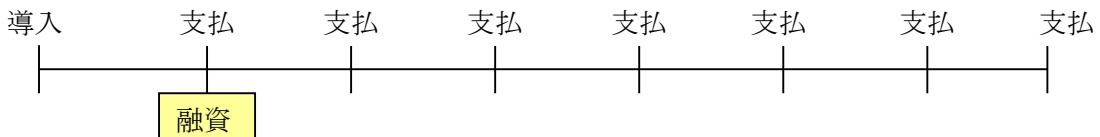
A 要綱第3条第7号ロに規定するように、工場等と一体的に機械及び装置を整備する場合は、工場等の新築等に含むとなっているため、算定期間は令和4年12月の融資から起算することとなり、令和4年12月（最初の利子が支払われた日の属する月）から令和11年11月までの間（84か月以内）の金銭消費貸借契約に定める返済日（約定日）に実際に支払われた利子（融資が実行された日の当日に支払われた利子も含む。）の合計額以下が対象となる。そのため、令和5年2月の融資は、最初の利子が支払われた日の属する月である令和5年2月から令和11年11月（=終了となる月は令和4年12月の融資と同じ）までの間に金銭消費貸借契約に定める返済日（約定日）に実際に支払われた利子（融資が実行された日の当日に支払われた利子も含む。）の合計額以下が対象となり、82か月程度が対象となる。

また、この場合、確認申請は、融資実行並びに一の設備投資に係る納品、引渡し及び支払の全てが完了した日の属する月（令和5年2月）の翌年1月31日となる令和6年1月31日までの間に提出し、令和6年2月末日までの間に令和5年度分と令和4年度分を併せて交付申請する。（要綱第9条第2項）

Q42 A社は、B社から機械を購入し、B社に対して分割支払いをする。このとき、A社は機械購入費として全額融資を受けるが対象となるのか。

A 全額融資に対し、一括で支払いをするのが原則である。

そのため、全額融資を受けるにもかかわらず、機械購入費の分割で支払った場合、分割支払を行っている期間、機械購入費以外の資金としての活用が可能であるため、融資実行後、分割して支払をしたもののは、原則、要綱第5条第1項の設備投資に対する借入金に含まれない。



Q43 Q34において、「融資実行直後の元金据置期間に支払う利子も含めて対象となる」と規定されているが、元金据置の期間は、何年でもいいのか。

A 設備の稼動までの期間など据置をする合理的な期間と考える。7年以内の借入であれば、概ね1年以内を目安とする。

(第6条関係)

Q44 年賦支払の場合は1回の支払であるが上限は100万円の1／12となるのか。

A ならない。年賦の対象となる月数が12か月であれば、支払月数は12か月分支払ったこととなるため、上限は、算定期間ごとに100万円である。
ただし①香川県中小企業BCP優良取組認定事業所の認定を受けた者（平成31年4月1日以降に第8条に規定する補助対象者の確認を受けた設備投資に限る。）②かがわ地方創生SDGs登録事業者（令和5年4月1日以降に第8条に規定する補助対象者の確認を受けた設備投資に限る。）の上限額は、算定期間ごとに200万円とする。

Q45 要綱第6条第4項ただし書きに、「算定期間が12か月に満たないときは、補助金対象利子が支払われた月数を12か月で除したものに100万円を乗じた額を上限とする」とあるが、支払われた月数とは、実際に支払のあった月数か、それとも当該利子が支払われた月数分か。

A Q44に規定するように、12か月分支払った場合は、100万円/年の上限であるため、「支払われた月数」とは、実際に支払のあった月数ではなく、当該利子の対象となる月数（当該利子が何月分の利子を支払ったものか）とする。

なお、本規定が該当する場合は、別途指示する上限計算式を様式第3号に添付すること。その際、1か月分に満たない利子については、月数に換算するものとする（小数点第3位を切り捨て）。

(第7条関係)

Q46 令和6年11月に借入し、同月中に設備投資に係る納品、引渡し及び支払の全てを完了したが、確認申請を忘れており令和7年1月31日を過ぎて提出した。対象となるのか。

A 確認申請が本補助事業の各年度ごとに設けられている期限（補助金対象借入金に係る融資が実行された日並びに一の設備投資に係る納品、引渡し及び支払の全てが完了した日の属する年の翌年1月31日）を過ぎた場合は、いかなる事情があっても対象とならない。

Q47 別の設備投資であれば何回も申請できるのか。

A できる。ただし、一の設備投資と認められるときは申請できない。

Q48 確認申請書の提出は、補助金対象借入金に係る融資が実行された日並びに一の設備投資に係る納品、引渡し及び支払の全てが完了した日の属する年の翌年 1 月 31 日までの間に行うこととなっているが、添付書類も揃えて提出する必要があるのか。

A 添付書類も全て揃えて提出する必要がある。

(第9条関係)

Q49 要綱第 9 条第 3 項に「その事由が生じた日の属する算定期間の初日以後支払われた利子は」とあるが、算定期間途中までの利子は補助金の対象となるのか。

A 算定期間中に、要綱第 9 条第 3 項の各号にいずれかに該当した場合、その算定期間中、既に支払われた利子も含めて補助金対象利子とならない。

Q50 算定期間中に業況が一時的に悪化したため、金融機関に条件変更（返済猶予）を申込んだ。以後の支払利子は対象か。

A 対象である。ただし、変更の届出を行うこと。

Q51 確認者となった後、借換えをした場合、借換え後の融資に係る利子も対象となるのか。

A 確認前の借入金に対して補助金対象利子の支払が終了したので、対象とならない。但し、借換え後の融資について、当初の確認における設備投資物件にかかる設備資金であることを証明できる場合はこの限りではない。

Q52 借入期間が 5 年であり、本年 7 月で全ての返済が完了した。12 月 31 日を待たずに交付申請兼実績報告書を提出することは可能か。

A 可能である。

Q53 借入期間は 10 年であるが、本年 7 月で補助対象期間（最初の利子（融資実行日の当日に支払われた利子も含む。）が支払われた日の属する月から 84 か月以内）に係る返済については完了した。12 月 31 日を待たずに交付申請兼実績報告書を提出することは可能か。

A 可能である。

【BCP 関係】

(BCP 策定関係)

Q54 BCP 策定を補助金交付の要件とする改正（平成 31 年 4 月 1 日施行）が行われたが、施行日前に補助金交付対象者の確認を受けた設備投資についても適用されるのか。

A 適用されない（要綱附則を参照）。

Q55 BCP を策定した後でなければ、補助金交付対象者の確認申請ができないのか。

A BCP の策定期限は、補助金交付対象者の確認後、2 回目に到来する交付申請兼実績報告書の提出期限までであるので、現時点で BCP が未策定であっても、補助金交付対象者の確認申請をすることができる。

Q56 本補助金の交付の要件とされる BCP（事業継続計画）とは、どのような BCP でなければならないのか。

A 次のいずれも満たしている必要がある。

①利子補給に係る設備投資が行われた事業所に関する BCP であること。

②「中小企業 BCP 策定運用指針」（中小企業庁）に沿って策定されていること。

Q57 複数の事業所を有しており、企業全体で一つの BCP を策定している。利子補給に係る設備投資を行った事業所単独の BCP を新たに策定しなければならないのか。

A 利子補給に係る設備投資を行った事業所が含まれた計画であれば、企業全体で策定した BCP でかまわない。

Q58 グループ会社で一つの BCP を策定している。利子補給に係る設備投資を行った事業所単独の BCP を新たに策定しなければならないのか。

A 利子補給に係る設備投資を行った事業所が含まれた計画であれば、グループ会社全体で策定した BCP でかまわない。

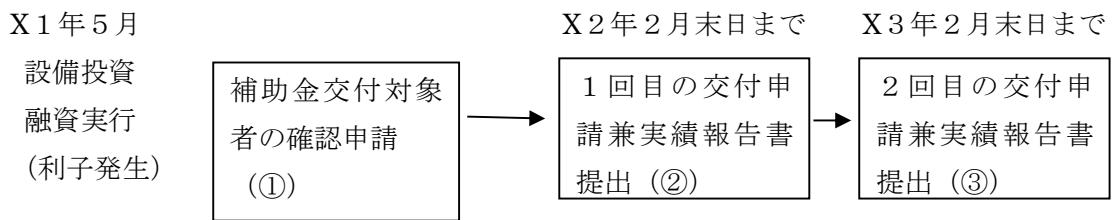
Q59 策定した BCP の写しはいつ提出するのか。

A ①確認申請時に BCP を策定済である場合は、確認申請時

②確認申請後、1 回目の交付申請兼実績報告までに策定した場合は、1 回目の交付申請兼実績報告時

③1 回目の交付申請兼実績報告後、2 回目の交付申請兼実績報告までに策定した場合は、2 回目の交付申請兼実績報告時

なお、2 回目の交付申請兼実績報告書の提出期限までに BCP を策定できなかった場合は、2 回目以降の交付申請兼実績報告書を提出することができなくなる。



Q60 策定した BCP には、従業員の個人情報や営業秘密である得意先の情報なども含まれているが、全ての写しを提出する必要があるのか。

A 必ずしも全ての写しを提出する必要はないが、BCP の基本事項（基本方針、運用体制、中核事業の特定、復旧目標、BCP 発動基準、復旧活動の手順など）が確認できる程度の写しを提出すること。

Q61 BCP 策定期限までに BCP が策定できなかった場合はどうなるのか。

A 第2回目以降の交付申請兼実績報告書を提出することができなくなるため、2回目以降の利子補給を受けられなくなる。

Q62 異なる年に設備投資を行い、それぞれ補助金交付対象者の確認を受けた。BCP 策定期限はどのように考えるのか。

A BCP 策定期限は、それぞれの確認毎に考える。

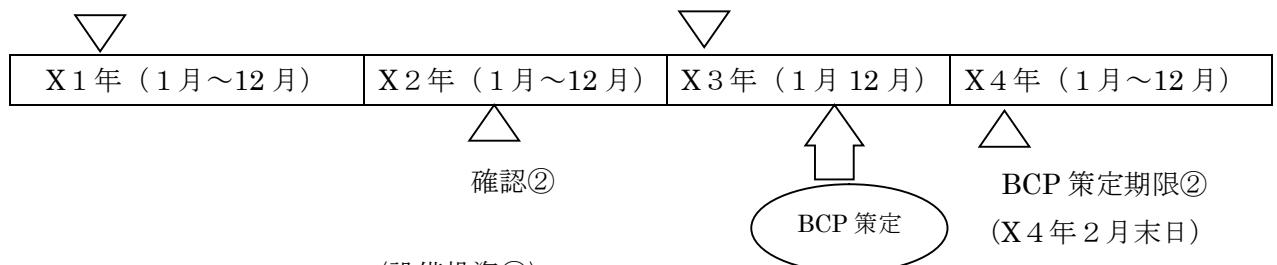
したがって、下の具体例の場合のように、最初に確認を受けた設備投資①に対する BCP 策定期限までには BCP を策定することができなかつたが、次に確認を受けた設備投資②に対する BCP 策定期限までに BCP を策定できた場合は、①については2回目以降の利子補給を受けられないが、②については継続して利子補給を受けることができる。

(具体例)

〈設備投資①〉

確認①

BCP 策定期限①
(X 3年 2月末日)

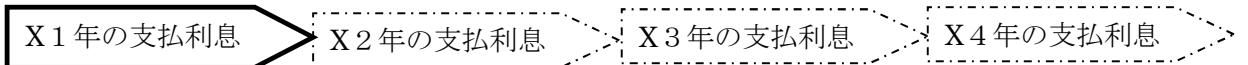


〈設備投資②〉

=交付申請可能

=交付申請不可

〈設備投資①〉・・BCP 策定期限である X 3年 2月末日までに BCP を策定していないため、2回目以降の交付申請ができなくなる。



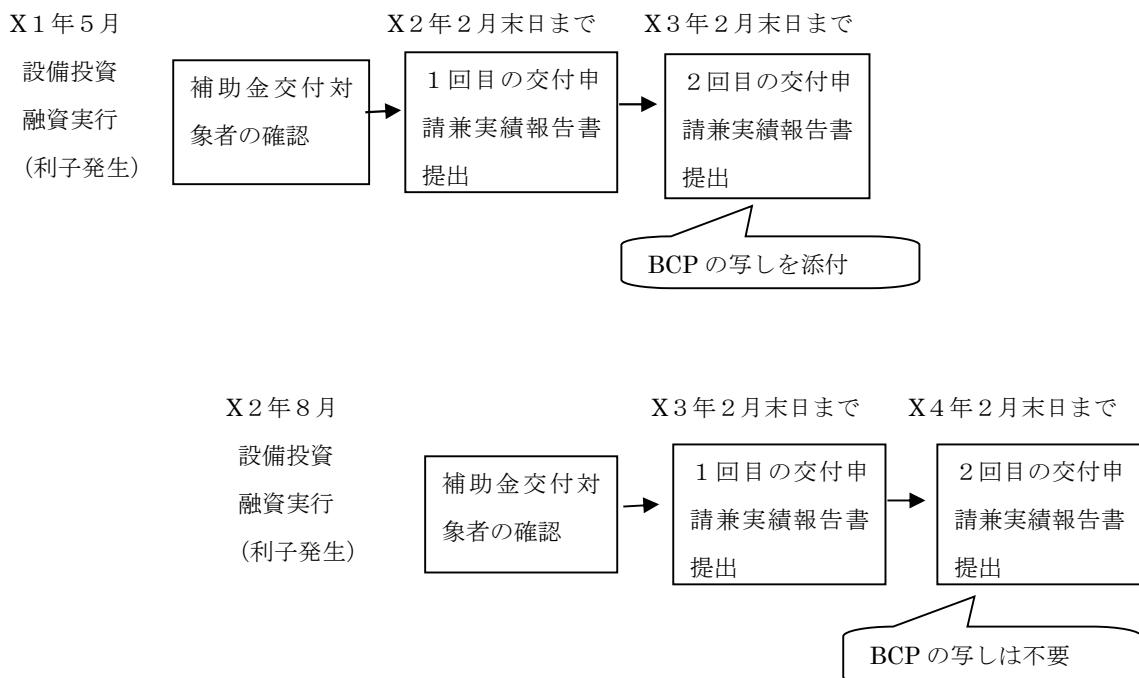
〈設備投資②〉・・BCP 策定期限である X 4年 2月末日までに BCP を策定しているため、継続して交付申請できる。



Q63 異なる年に設備投資を行い、それぞれ補助金交付対象者の確認を受けた。その後、BCPを策定したので、最初に確認を受けた設備投資の交付申請兼実績報告書の添付書類としてBCPの写しを提出した。

後で確認を受けた設備投資の手続においても、BCPの写しを提出する必要があるか。

A BCPの写しは一度提出すればよいため、再度提出する必要はない。



Q64 BCP 策定のノウハウがないが、どうすればよいか。

A 県では中小企業の BCP 策定を支援するため、商工会・商工会議所と連携した無料セミナーや個別相談会を開催しているので、まずは、セミナー等に出席することが考えられる。

また、中小企業庁のホームページで公開されている「中小企業 BCP 策定運用指針」では、中小企業が投入できる時間と労力に応じて 4 通りのコース（入門コース、基本コース、中級コース、上級コース）が用意されているので、まずは現時点で投入できる時間と労力に応じたコースの BCP を策定することも有効である。

（香川県中小企業 BCP 優良取組事業所関係）

Q65 認定有効期間であるため第 6 条第 5 項の特例の適用（算定期間ごとに上限 200 万円）を受けたいが、具体的な手続きはどうすればよいか。

A 交付申請兼実績報告書の提出時において認定有効期間である場合は、手続は不要である。

なお、当該年度の優良取組事業所の認定スケジュールによっては、本補助金の交付申請兼実績報告書提出期限までに優良取組事業所の審査結果が判明していない場合もあり得る。

このような場合は、交付申請兼実績報告書に、①当該年度の優良取組事業所に応募中（応募予定）である旨、②優良認定事業所として認定されなかったときは、第 6 条第 4 項に規定する上限額（算定期間ごとに 100 万円）により交付決定及び額の確定がなされることを承諾する旨を記載した書面を添付して交付申請兼実績報告書を提出することができる取扱いとするので、事前に連絡すること。

Q66 優良取組認定事業所の認定を受けていたが、更新申請をしなかったため、認定事業所でなくなった場合はどうなるのか。

A 第 6 条第 5 項の特例の適用については、年度毎にその適用要件が判定されるため、第 6 条第 5 項の特例の適用を受けることはできなくなる。

なお、その後に改めて優良取組認定事業所の認定を受けた場合、後に受けた認定の有効期間について、再び特例の適用を受けることができる。

（かがわ地方創生 SDGs 登録事業者関係）

Q67 登録の有効期間であるため第 6 条第 6 項の特例の適用（算定期間ごとに上限 200 万円）を受けたいが、具体的な手続きはどうすればよいか。

A 交付申請兼実績報告書の提出時において登録の有効期間内である場合は、手続は不要である。

なお、スケジュールによっては、本補助金の交付申請兼実績報告書提出期限までにかが

わ地方創生 SDGs 登録事業者の登録が完了していない場合もあり得る。

このような場合は、交付申請兼実績報告書に、①かがわ地方創生 SDGs 登録事業者に申請中（申請予定）である旨、②かがわ地方創生 SDGs 登録事業者として登録されなかつたときは、第6条第4項に規定する上限額（算定期間ごとに100万円）により交付決定及び額の確定がなされることを承諾する旨を記載した書面を添付して交付申請兼実績報告書を提出することができる取扱いとするので、事前に連絡すること。